

幼保連携型認定こども園 瑠璃こども園のしおり(重要事項説明書)

〈平成30年度入園版〉

1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 東光学舎福祉会
代表者氏名	理事長 正木竜哉
所在地	姫路市網干区大江島寺前町120—2
電話番号	079-272-0205

2 瑠璃こども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 瑠璃こども園
所在地	姫路市網干区大江島寺前町120—2
電話番号	079-272-0205
施設長氏名	正木竜哉
開設年月日	平成27年4月1日こども園として開設 昭和38年1月1日より保育所開設
利用定員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 35人 2号認定子ども(保育認定) 129人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:16人 1・2歳:70人
本園の基本理念・方針	幼保連携型認定こども園 瑠璃こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、当園の教育、保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、子どもの人権や主体性を尊重し、日夜保護者や地域社会と力を合わせ、積極的に福祉・教育を増進させ、いかなる人も種智を円かにし、豊かな愛情をもって接し児童の最善の幸福を進めるものである。

3 施設の概要 (参考例ですので、適宜変更してください。)

敷地 面積	3,516㎡
建物	・鉄骨造 2階建て 延べ床面積1335.61㎡
主に使用する施設の 内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積168.92㎡ ・保育室 10室 面積497.71㎡ ・遊戯室 1室 面積157.52㎡ ・園庭 面積1,453㎡ ・送迎用駐車場 面積973㎡ 駐車18台完備 ・
設備の種類	全室冷暖房 有り

4 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前8時30分から午後14時00分
預かり保育 (一時預かり)	月曜日～金曜日:教育時間終了後～19時 (別途追加料金あり) 土曜日:8時30分～19時 (別途追加料金あり)
休園日	<夏休み> 8月第2週日月曜日から2週間
	<冬休み> 12月25日～1月4日
	<春休み> 3月26日～4月4日
	<その他>

【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時～午後16時(8時間) 又は午前9時～午後17時
延長保育	保育時間終了後～午後7時まで (別途追加料金あり)
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

5 職員体制 (平成30年4月1日現在)

職名	人数
園長	1人
副園長・教頭	2人
主幹保育教諭・指導保育教諭	2人
保育教諭	34人
看護師	1人
栄養士(栄養教諭)	1人
調理員	3人
保育補助	5人
事務員	1人
学校医(野間クリニック 野間大路医師)	1人
学校歯科医(福島歯科 福島正登歯科医師)	1人
学校薬剤師(すえひろ薬局 山崎朱美)	1人

6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 進級式 内科検診 花まつり
5月	懇談会 親子遠足
6月	歯科検診 保育参観・母の会総会
7月	七夕会 プール開き 野外活動(4歳児)
8月	夏休み
9月	お泊まり保育(5歳児) 敬老の集い
10月	運動会 内科検診 芋ほり
11月	園外保育 防火教室
12月	成道会 音楽フェスティバル もちつき会 クリスマス会
1月	参観日 サッカー大会(5歳児) マラソン大会
2月	節分[豆まき] 涅槃会 生活発表会
3月	ひな祭り会 お別れ遠足(5歳児) お別れ会 修了式 卒園式

7 給食について

給食の方針	<p>全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。天然素材のダシを使い、化学調味料を一切使わず、和食を中心とした献立を取り入れています。</p> <p>また、食育についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることなどを育みます。</p>
昼食・おやつ	<p>保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</p> <p>おやつは、手作りおやつを週1回程度提供しています。</p>
アレルギー等への対応	<p>アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき本園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。</p> <p>引渡し表等を用いて誤配膳を防止するほか、食事中に誤食が発生しない体制を整えています。</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。 ・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

8 保護者と保育園の連絡について

- (1) 本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- (3) 毎月1回月の初めに、園だより(園だより)を発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせしま

す。

9 健康診断について

- (1) 入園時及び年2回、学校医が健康診断を、年1回、学校歯科医が歯科健診を実施します。結果について、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。
- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

10 利用していただく上で留意していただくこと

- (1) 登園は9時までにお願いします。9時45分よりクラス活動が始まります。
- (2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、7時から9時30分までに電話でご連絡ください。
- (3) 原則として、19時までのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、必ず18時30分までに電話連絡をお願いします。
- (4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- (5) 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。
- (6) 熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
- (7) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし与薬します。その場合、おくすりカードを書いていただきます。

11 賠償責任保険の加入

- ・施設・施設業務 1事故につき5億円 1名につき5千万円
- ・生産物(給食) 1事故につき 5億円 1名につき5千万円
- ・個人賠償責任保険には必ずご加入ください。

12 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

13 非常災害時の対策・防犯対策 (以下、記載例ですが、適宜変更してください。)

消防計画	平成28年2月策定、届出済
防火管理者	正木竜哉(資格:甲種防火管理者)
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防署立会の総合訓練を年1回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	県警ホットライン、自動鍵、防犯カメラ、さすまたを備えています。

避難場所	垣内公園、網干中学校、薬師寺 園庭
------	-------------------

<気象警報発令時の対応について>

朝6時の時点で何らかの気象警報が発令されている場合、園長が登園するのに困難支障をきたす場合を考慮し、自由登園(どうしても保育を必要とする緊急性の高い保育需要の子どもだけを保育する)とする。この場合よい子ネット、瑠璃HP緊急連絡で連絡する。また、特別警報や生命の危険が想定される災害が予報されている場合は園長の判断においてこども園を完全休園するものとし、利用者はこの指示に従わなければならない。

1 4 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

- ・相談・苦情受付担当者 正木有美(副園長)、繁田恵子(教頭)
- ・相談・苦情解決責任者 正木竜哉(園長)

※下記の、第三者委員に直接相談することもできます。

- ・萩原勝義(連絡先:264-1175)
- ・橋本敬司(連絡先:298-6688)

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

1 5 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

16 保護者負担について

(1) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ① 毎月の保育料: 認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
- ② 預かり保育料(1号認定) 200円/1回(7:00~8:00、13:31~16:00、16:01~18:00)
(2号認定・3号認定保育短時間認定) 200円/1回(7:00~9:00、16:00~18:00)
(1号認定18:01~19:00 3500/1回以上月額)
- ③ 延長保育料 (2~3号認定18:01~19:00まで3500円/1回以上月額)
- ④ 実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・制服代・かばん代: 20,000円前後、教材費: 6300円、
- ・遠足代: 実費相当額 (例年3000円程度です。母の会より補助しています)
- ・1号認定のお子さんの給食代: 月額4000円
- ・スクールバス代: 月額4000円片道2000円
- ・卒園アルバム代10,000円
- ・写真代: 1枚50円~)
- ・個人賠償責任保険加入: 年額2000円
- ・保護者会費: 月額500円(保護者会(母の会)が管理します)
- ・その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費あり

(3) 上記①の保育料は、5月分から口座からの引き落としとします。それまでは、現金による集金袋の方法で集金します。

(4) その他の負担額は、集金袋の方法で集金します。

(5) 負担金を領収した場合は、口座引落しの場合を除いて、領収書を発行します。

(6) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、返金いたしません。

(7) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

3歳児以上児の主食(米飯)、おむつ、ハンカチ、タオル、お昼寝布団、哺乳びん等